

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

第3次さいたま市DV防止基本計画 【概要版】

(令和3年度～令和5年度)

配偶者等からの暴力の根絶と
被害者の自立支援をすすめるまちづくり

令和3年3月
さいたま市

1 計画策定にあたって

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内で行われることが多いため発見が困難であり、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、DV加害者に罪の意識が薄く、暴力を振るっている認識がないといった傾向が見られることに加え、新型コロナウイルスの影響による外出自粛等の生活様式の変化により、DVの増加が懸念されます。

暴力的環境の中で生きていくと、被害者は自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっていても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。子どもが暴力に巻き込まれて身体的な外傷を受けることや親の暴力を目撃し著しい心理的外傷を受けたりすることは、児童虐待の防止等に関する法律において、児童虐待であると定義されています。児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、より一層の関係機関等との連携が求められます。

なお、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題により、DV被害者の多くは女性となっています。男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

2 計画の位置付け

この計画は、本市のDV防止及び被害者の支援施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」※1（以下「基本方針」という。）に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案します。
- (3) 上位計画である、「さいたま市総合振興計画基本計画」において、第3部「各分野の政策と施策」、第1章「コミュニティ・人権・多文化共生」、第2節「人権尊重社会の実現」に位置付けられています。
- (4) 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成31年3月）の目標VII「女性に対する暴力のないまちづくり」に関する総合的な体系を示すものです。

（※1）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」
DV防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。

3 計画の目標

配偶者等からの暴力の根絶と 被害者の自立支援をすすめるまちづくり

4 基本目標

DVの根絶と被害者の自立支援を進めるためには、DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援に至る各段階にわたり、多様な関係機関等による被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要なことから、計画の具体的な目標として、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ	人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進
基本目標Ⅱ	被害者の早期発見と相談体制の充実
基本目標Ⅲ	被害者の保護と自立支援の充実
基本目標Ⅳ	子どもの安全確保及び必要な支援の充実
基本目標Ⅴ	関係機関等との連携協力

5 対象とする暴力

この計画の対象とする暴力は、DV防止法第1条に規定する配偶者からの暴力及び平成25年の法改正により適用対象となった「生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）」からの暴力とします。また、暴力は身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力も含まれます。

6 計画の期間・進行管理

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

この計画の推進にあたっては、計画に掲載された施策及び事業に係る部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。また、各施策の実施状況は、毎年度把握し公表します。

この計画の見直しについては、取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の令和5年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、DV防止法や基本方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

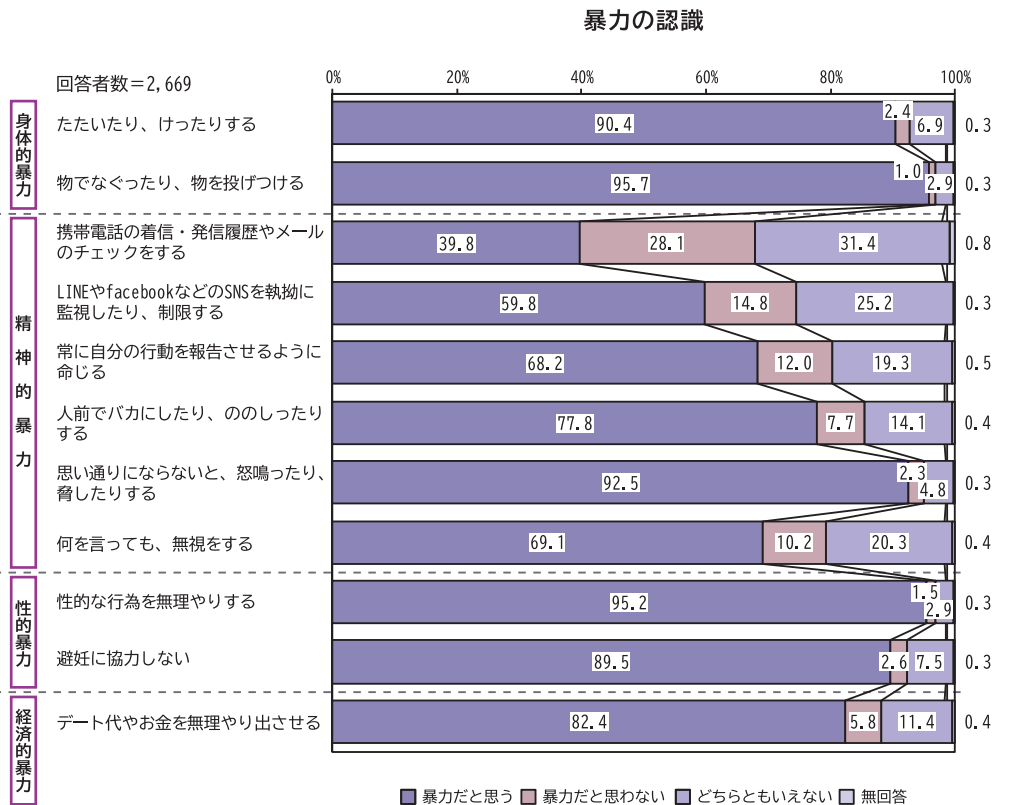
基本目標Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進

DVの防止の観点から、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

被害者が受けた暴力の実態の把握や、配偶者等に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、市民に広く認識される必要があります。

また、DV防止に向けた啓発を進めるにあたっては、DVには身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれることについて理解を進めることが重要です。

市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないよう、DVを身近な問題として考える上で大きな役割を果たす啓発について、その内容や対象の工夫・拡大を行う必要があります。人権教育、男女平等教育又は人間関係についての教育を推進し、若年層に対しては、交際相手からの暴力（デートDV）について、積極的に情報提供をするとともに、相談しやすい環境を整備します。



資料：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（令和2年1月）

施策の方向	事業名
1 市民への意識啓発	1 女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施
	2 女性に対する暴力防止のための情報提供
2 学校等における人権教育等の推進	3 人権教育の推進
	4 各種人権教育研修会の実施
	5 さいたま市教職員行動指針の促進【新規】
	6 非行防止に向けた取組【新規】
3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充	7 デートDV防止出前講座の実施
	8 デートDVの防止・啓発
	9 若年層が相談しやすい環境の整備

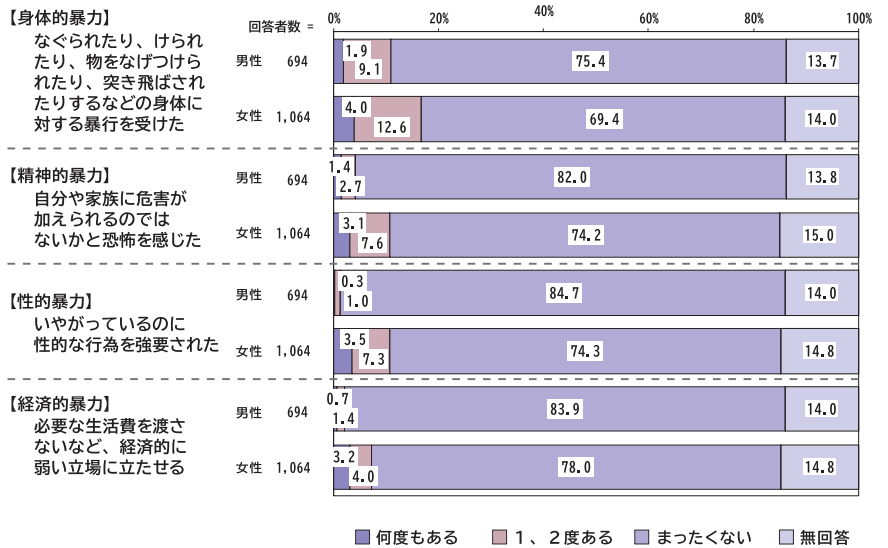
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVは、一般的に外部からの発見が難しい家庭内において行われるケースが多いため、潜在化しやすいという特性があります。

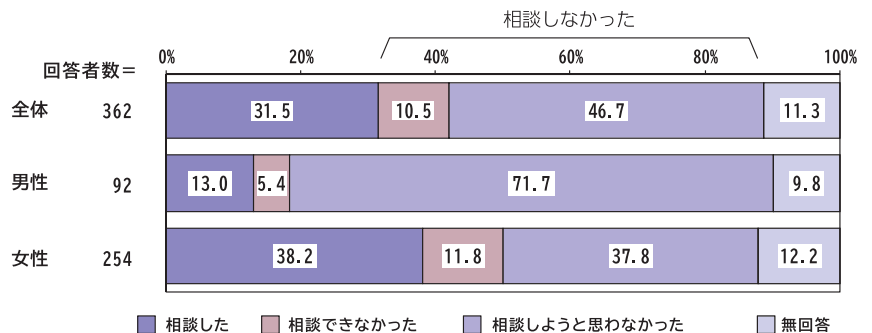
特に、男性は女性に比べ被害を周囲に相談しない傾向にあることから、男性DV被害者に対する支援策についても検討し、男性DV被害者の自立等を支援していきます。

さらに、相談員・職員自身が、精神的に影響を受けてしまう場合もあります。そこで、高度な専門知識を有する専門家等によるスーパービジョン等を実施し、専門的立場からの助言、指導を受け相談時に感じた不安や迷いを払拭することや、加害者等からの追及等に対しては組織として対応するなど、精神的ケアにも努めます。

配偶者等からの被害経験



暴力についての相談経験



施策の方向	事業名
1 早期発見・通報体制の整備・充実	10 通報体制の整備
	11 通報体制の周知
	12 被害者の緊急時における一時保護
2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	13 DV相談事業
	14 男性DV被害者支援に向けた調査・研究【新規】
	15 相談共通カードを活用した自立支援
3 相談体制の強化と周知	16 婦人相談員研修の実施
	17 住民相談事業
4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮	18 多様な被害者への配慮
	19 外国人のための生活相談
	20 多言語生活相談
	21 多言語による生活情報誌の発行

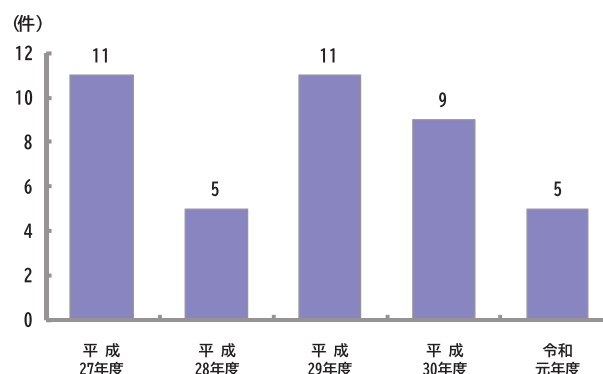
基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、関係機関や民間団体が持つ機能や制度を活用していくことが不可欠です。

さらに、被害者の状況から一時保護が必要な場合、県の婦人相談所に保護を依頼することになるため、婦人相談所までの同行支援や自立に向けた各種手続きを関係機関等と調整するなど、県と密接に連携体制を構築しながら被害者の支援にあたります。

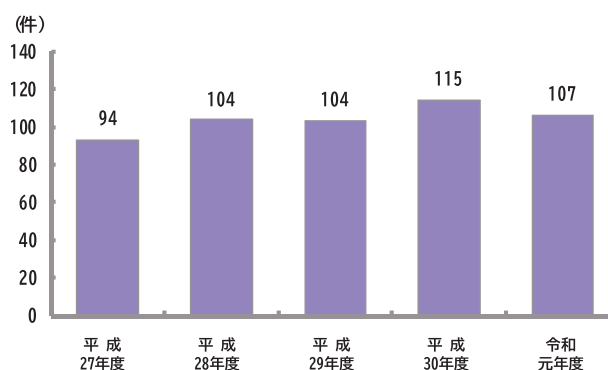
被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めます。

緊急一時保護及び一時保護件数（市内）



資料：人権政策・男女共同参画課調べ

各種行政手続きに係る証明書発行件数（市内）



資料：人権政策・男女共同参画課調べ

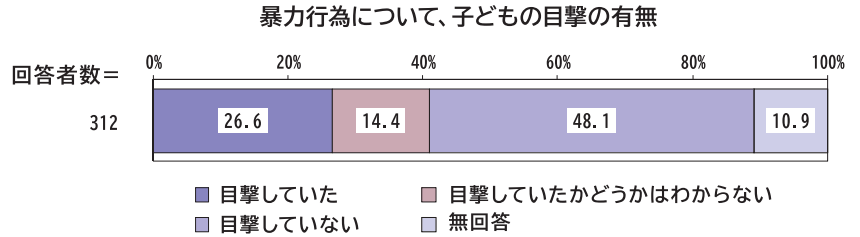
施策の方向	事業名
1 安全な保護体制の整備・充実	22 母子緊急一時保護事業
2 被害者及びその関係者に係る情報の保護	23 住民基本台帳の閲覧等の制限
3 自立を支援する各種制度の周知と充実	24 ひとり親家庭等相談
	25 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
	26 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
	27 多重債務者生活再建安心プログラムの実施
	28 生活保護(被害者の生活の支援)
	29 民間賃貸住宅への入居支援
	30 市営住宅の提供
4 心身の健康回復への支援	31 犯罪被害者等支援事業【新規】
	32 精神保健に関する支援

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実

児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図るためにも、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、他の関係機関等も含む相互の連携協力を強化します。

さらに、子どもについては、DVを目撃したことによる心理的虐待や、転居、転校等による生活環境の変化など、避難後も大きなストレスを受けている状況にあり、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要となります。

DV被害者の自立した生活を支援するため、関係機関等は援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度を利用できるように、より一層の情報提供に努めます。



施策の方向	事業名
1 保育・就学支援	33 保育施設利用における優先入所
	34 放課後児童クラブの優先入室
	35 児童生徒の就学支援
2 子どもの心のケア	36 子ども(思春期)の精神保健相談の実施
	37 子ども家庭総合センター総合相談事業【新規】
	38 教育相談推進事業
3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実	39 24時間児童虐待通告電話の充実

基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

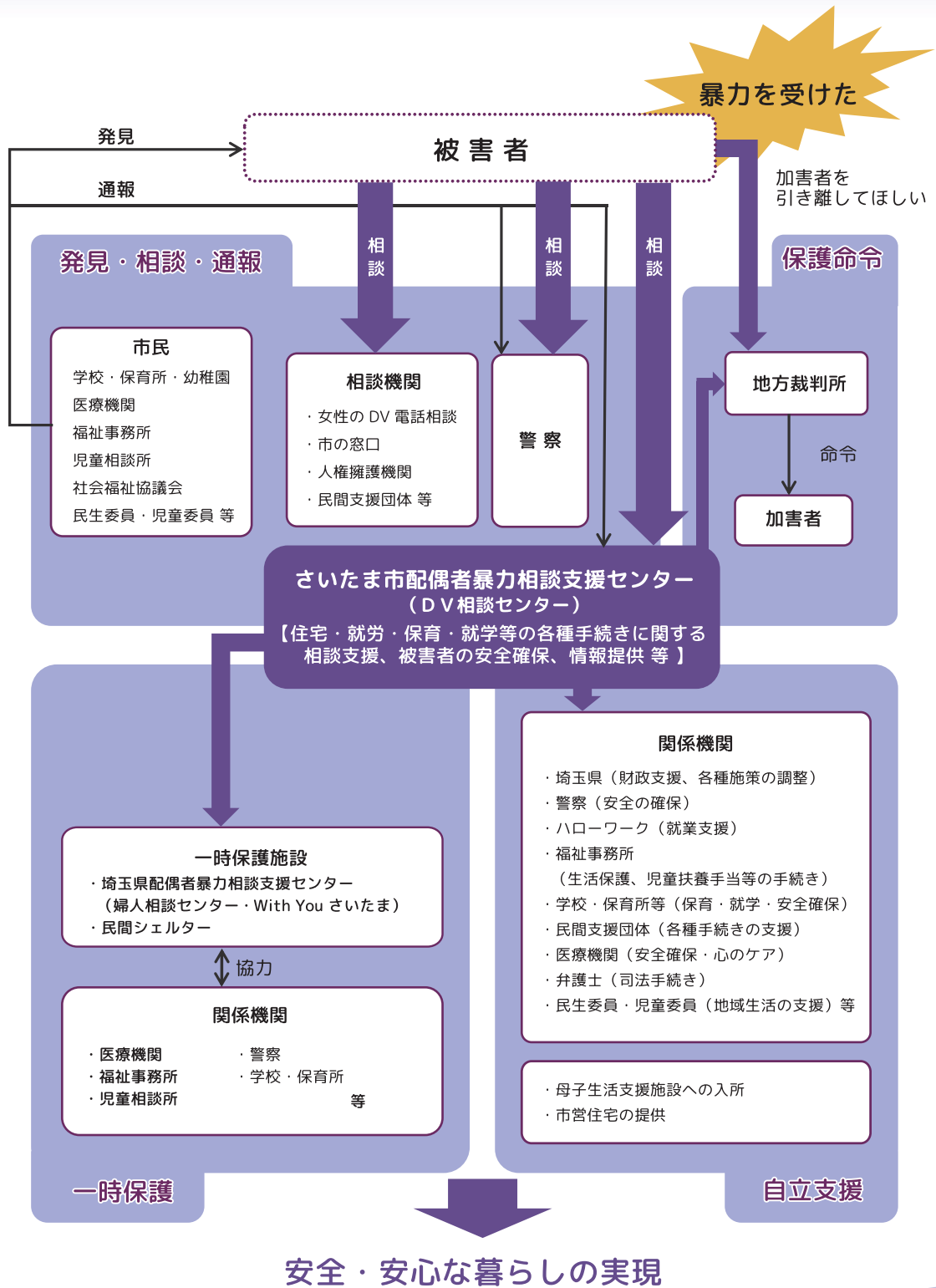
DV防止及び被害者の保護に資するため、先進事例や各種の調査結果等を施策の推進に極力反映させるとともに、支援に関し被害者から苦情の申出があった際は、適切かつ迅速に対応していきます。

近年、相談件数は増加傾向にあり、また、その相談内容も複雑化してきていることから、従来の相談支援の手法では対応が困難なケースが発生する可能性も考えられます。

今後も、民間団体・公的機関が持つ最新の福祉資源の把握や、実例を通じた支援方策の検討・共有を図り、常に最新かつ適切な支援が実施できるよう、関係機関との連携会議やケース会議、対応マニュアル等の充実を図ります。

施策の方向	事業名
1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	40 関係機関支援ネットワーク事業【新規】
	41 相談体制マニュアル等の作成【新規】
	42 民間団体への支援
	43 要保護児童対策地域協議会事業【新規】
2 職務関係者による配慮	44 関係者研修の実施
3 調査研究の推進	45 加害者対策に関する調査研究【新規】
4 苦情の適切かつ迅速な処理	46 苦情処理の取組

7 DV 被害者支援の流れ



第3次さいたま市DV防止基本計画【概要版】

令和3年3月発行

市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
 男女共同参画推進センター（男女共同参画相談室）
 〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎 4-4-10
 電話 048-711-5739 FAX 048-711-8904